

(参考様式第9号の2)

令和8年度支援業務に係る事業計画

令和8年5月1日から令和9年4月30日まで

(法人の名称) 株式会社ホームアシスト福岡

1 事業実施の方針

- ① 精神障害者、矯正施設退所者（刑務所出所者、救護施設退所者）、自己破産・債務整理をした方達の住替え可能にするために、家賃保証会社ナシで入居できる部屋を確保・開拓していきます。
- ② 久留米市役所・生活保護課との連携強化を図ります。保護課の責任者と面談を定期的に行い、スムーズな入居支援ができるようにします。高齢者の安否確認は、警察・弊社・行政担当者の3者で行えるようにスキームを確立します。

2 事業の実施に関する事項

業務種別	業務内容 (住宅確保要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項について記載してください。)	実施予定場所	従事者の予定人数	対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額 (千円)
法第62条第一号に掲げる業務	—				総計 7,560
法第62条第二号に掲げる業務	① 住まい探しに係る相談（無料） ② 不動産店への同行による入居支援（すべて無料） ③ サブリース月 50千円～240千円 ※生活保護受給者は住宅扶助の範囲内の金額	①事務所、市役所 ②③久留米市内	① 2人 ② 2人 ③ 2人	住宅確保要配慮者全般 ① 240人 ② 120人 ③ 24人	
法第62条第三号に掲げる業務	① 定期的な訪問による見守り（すべて無料） ② 家事・買い物などの日常生活支援（1時間：2,000円 定期的な見守りも訪問時に実施）	支援対象者居宅（久留米市）	3人	① 住宅確保要配慮者全般10人 ② 障害者・高齢者など10人	

法第 62 条 第四号に掲げる業務	居住支援法人の活動に係る賃貸人向け説明会	久留米市・福岡市	2 人	賃貸人等 24 人	
法第 62 条 第五号に掲げる業務	—				
法第 62 条 第六号に掲げる業務	居住サポート住宅を考える研修会の開催	久留米市・福岡市	2 人	賃貸人等 24 人	

<p>連携内容①</p> <p>地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・久留米市居住支援協議会に構成員として参加</li> <li>・久留米市居住支援協議会からの委託により、副会長として協議会を運営</li> <li>・福岡県住宅確保要配慮者居住支援法人連絡協議会へ参加</li> <li>・久留米市生活自立支援センターと連携。生活自立支援センターからの依頼により要配慮者の住まい探しを実施</li> </ul>
<p>連携内容②</p> <p>要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住支援活動について理解を得られた不動産業者と連携し、サブリース用の物件提供を依頼する。</li> <li>・債務保証会社（国際総合保証）と連携し、入居中の生活支援サービスも含めた内容での債務保証審査を行う。</li> </ul>
<p>人材育成</p> <p>支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国居住支援法人協議会主催の研修会に参加</li> </ul>

(備考)

1 2については住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律

第 112 号。以下「法」という。) 第 62 条各号に掲げる業務毎に、業務内容、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数、事業費の予算額をそれぞれ記載する。

- 2 2のうち「支援対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な支援対象者及び予定人数を記載する。
- 3 法第 62 条各号に掲げる業務のうち、実施予定がない業務については、「予定なし」の旨を記載する。
- 4 必要に応じて、欄を広げて記載する。